

(目的)

第1条 この条例は、観光立県の実現について、基本理念を定め、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力ある活力に満ちた地域社会を実現し、並びに県の文化の振興に資するとともに、県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

本条では、この条例の制定趣旨、この条例により実現しようとする目的を規定しました。

条例の目的は、直接的には、総合的かつ計画的に施策を遂行することにより観光立県の実現を図ることにありますが、そのことにより、

- ① 魅力ある活力に満ちた地域社会を実現すること
 - ② 本県の文化の振興に役立つこと
 - ③ 県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に貢献すること
- を目指します。